

第 1 回 糸 満 市 総 合 教 育 会 議

平成 2 7 年 6 月 2 5 日 (木)

5 - d 会 議 室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

(1) 糸満市総合教育会議の運営について 1 ~ 4

(2) 糸満市教育大綱について 5

4 閉 会

糸満市総合教育会議 構成員名簿

	氏 名	職 名	備 考
1	うえはら ひろつね 上原 裕常	市 長	
2	くぼた さとる 久保田 暁	教育委員長	
3	いなみね はつえ 稲嶺 初江	教育委員	
4	よしかわ ともあき 吉川 朝昭	教育委員	
5	かみむら いつこ 神村 逸子	教育委員	
6	うえはら たけし 上原 武	教育長	

糸満市総合教育会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、糸満市の教育、学術及び文化に係る課題やあるべき姿を共有し、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、糸満市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 大綱（法第1条の3第1項に規定する大綱をいう。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、公表するものとする。ただし、前条ただし書により非公開とした部分及び公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると市長が認める事項は除くものとする。

(事務局等)

第8条 会議の事務局は、企画開発部政策推進課に置く。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

糸満市総合教育会議の傍聴に関する要領

平成27年6月24日 糸満市総合教育会議協議

(趣旨)

第1条 この要領は、糸満市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定による糸満市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の公開に関し、その傍聴のための必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 総合教育会議の傍聴する者は、糸満市総合教育会議傍聴者名簿（別記様式）に必要事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

(傍聴の制限)

第3条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、杖その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 総合教育会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
 - (2) 会場において、飲食及び喫煙はしないこと。
 - (3) 会場において、写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (4) 事務局の指示に従うこと。
 - (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (6) その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。
- 2 傍聴者が遵守事項を守らない場合は、市長は、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命ずる。

(会議の非公開)

第5条 要綱第6条ただし書きの規定により総合教育会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

第 回糸満市総合教育会議 傍聴者名簿

開催日時：

開催場所：

番 号	氏 名	住 所

糸満市総合教育会議 年間スケジュール（案）

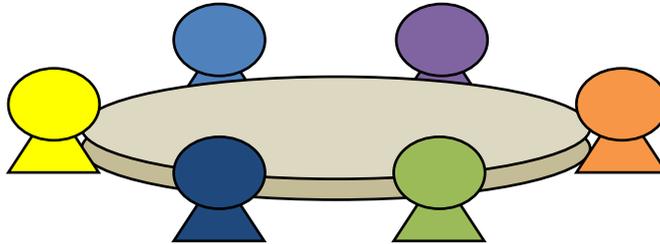
	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
1 総合教育会議																														
会議の実施																														
2 大綱関係																														
策定協議				←—————→																										

備考

- 総合教育会議については、上記の開催予定のほか、緊急で協議すべき事項がある場合は、臨時で開催する。

糸満市教育大綱策定の考え方

第1回総合教育会議



教育委員会

市長

教育振興基本計画（H25. 6. 14閣議決定）第1部及び第2部を参酌しているかを検証

第4次糸満市総合計画に即しているかを検証

教育委員会と協議・調整を要する事項

- 耐震化問題
- 学校の統廃合
- 少人数学級の推進
- 食育の推進など

市長の判断で規定可能

- 子育て支援に関する事
- 保育園に関する事
- 予算に関する事
- 条例に関する事
- 計画の対象年数

第2回総合教育会議(10月予定)

糸満市教育大綱